一般と一般というない。

二級) 木造建築士免許証・免許証明書を紛失したので、建築士法施行細則第5条 第1項の規定により下記のとおり再交付を申請します。

令和 00 年 00 月 00 日

申請者住所

埼玉県さいたま市南区鹿手袋4-1-7 埼玉建産連会館5F

> 埼玉 花子 (19) 氏名

県 知 埼 玉 殿 埼玉県指定登録機関 一般社団法人 埼玉建築士会会長

記

ふ り が な 氏 名	きいたま はなこ	証明写真貼付欄 注意 1,申請者本人のみ 2,6ヶ月以内に撮影したもの 3,正面、無帽、無背景 4,総4.5cm×横3.5cm
生 年 月 日	平成 00 年 00 月 00 日生	4、縦4.5cm×横3.5cm ※写真の裏面に申請都道府県名 と氏名を記入してから、のり でしっかりと貼り付けてくだ さい。
性別	女	※顔の大きさは灰色部分程度の ものとしてください。 ※貼付した写真はカードに転写 されます。
登 録 番 号	第 0000000 号	
登録年月日	平成 00 年 00 月 00 日	
汚損 の理由	火災のため焼失	
講習受講履歴記 載 希 望	有 • 無	

注意事項

- 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することがで きます。
- 2 免許証又は免許証明書を汚損した場合は、その免許証又は免許証明 書の写しを添えてください。 (原本持参)
- 3 紛失した後、免許証又は免許証明書を発見したときは、発見した日 から十日以内にこれを返納してください。